

内閣参質一六九第一一九号

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣 福田康夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問に対する答弁書

一及び二について

長野市において行われた北京オリンピック競技大会の聖火リレー（以下「今回の聖火リレー」という。）は、北京オリンピック競技大会組織委員会及び長野市が主催したものであり、その警備を除き、今回の聖火リレーの実施のために特段の経費が国費から支出されたことはない。また、今回の聖火リレーの警備には所要の経費が国費から支出されているが、当該経費の金額を他の警察活動に要する経費から区分して集計することは困難であるため、お尋ねにお答えすることは困難である。

三について

今回の聖火リレーについては、その警備に関する業務を除き、政府としては、通常業務の範囲内で、情報収集、連絡調整等を行つてゐるにとどまり、これらの業務に従事した国家公務員の数をお答えすることには困難である。また、今回の聖火リレーの警備には、長野県警察の警察官等約三千人が従事したものと承知している。

四について

政府としては、お尋ねについて把握していない。

五について

今後、オリンピック競技大会の組織委員会が聖火リレーを日本で実施しようとする場合においては、当該組織委員会が財団法人日本オリンピック委員会や関係地方公共団体等と協議して決定することとなるものと考えている。